

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

- ア 名称 : 北九州市立総合療育センター西部分所
- イ 所在地 : 北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号
- ウ 敷地面積 : 約3,944㎡
- エ 構造 : 鉄筋コンクリート造1階建
- オ 規模 : 延床面積 約1,874㎡
- カ 事業内容
 - ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
 - ・障害児等療育支援事業、外来診療 等

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

- ア 名称 : 社会福祉法人 北九州市福祉事業団
- イ 所在地 : 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
- ウ 主な業務内容 :
 - ① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか）
 - ② 第2種社会福祉事業（保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施（障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
 - ③ そのほか、市からの受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

平成30年	5月14日	指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
	8月24日	申請受付開始
	8月31日	申請締め切り

9月 5日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
9月 指定管理者候補の決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・[学識経験者] 伊藤 直子（西南女学院大学 教授）
- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 会長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[税 理 士] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所 所長）

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募方式採用の視点

- ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）
- イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設
- ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設
 - 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
 - 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
 - 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立総合療育センターの指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

（別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり）

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・ 西部分所は、総合療育センター本体との総合的な連携体制は必須だと思うので、同一法人による運営を期待したい。
- ・ 西部地域の方がわざわざ小倉南区の総合療育センターまで出てくるのは大変だったが、事業団が管理運営する西部分所ができて、西部地域の障害児の中核

的な診療所となっている。そういう点でも、総合療育センターと同様に高い専門性が保たれており、信頼関係も構築されていると言える。総合療育センター本体とともに、更なる資質向上に期待したい。

- ・ 西部分所も新しい施設であるが、総合療育センター本体と連携がとることができている。直方方面など遠くから来られる患者さんにとっても利便性がとてもよい。総合療育センター本体と一体的に運営されることが望ましいと考え、期待もしている。
- ・ 本法人は、十分な実績を有しており、指定管理における第三者評価についても「適正」となっている。総合療育センターの運営に当たっては、障害のある方々への高度な医療・療育・訓練等が求められるため、条件付き公募は妥当と考える。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や特性等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・ 発達の向上 ・ 社会性の向上 ・ 身体機能の維持・向上 ・ 自立支援 など
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組等の提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。

④	利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤	利用者のニーズ等に沿った取組（社会参加や生きがいつくりなど）が考えられているか。
⑥	その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	
①	指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
②	収入が最大限確保される提案であるか。
③	完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	
①	収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
②	経費の配分は適切であるか。
③	積算根拠は明確であるか。
④	再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団	1 指定管理者としての適性				
	(1) 管理運営の理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 人的・財政基盤				
	(3) 実績・経験				
	2 管理運営計画の適確性				
【有効性】					
(1) 設置目的の達成への取組	適	適	適	適	

	(2) 利用者の満足度向上				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
	(5) 管理運営体制	適	適	適	適
(6) 平等利用等					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 長年の実績や経験があり、高度な専門性を十分に有し、熱意や意欲を持っている。
- ・ 事業団の基本理念や方針、施設の基本方針等が具現化され、実現されていくことを期待する。
- ・ 当該法人は、長年、障害者施設や保育所、老人施設、児童館など、様々な施設を運営し、多種多様な形で福祉に関わっており、人的基盤もしっかりしていると考ええる。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 総合療育センターと同様に、職員倫理綱領や行動規範が設けられており、利用者を第一の運営がなされていると考ええる。また、管理体制も明確に示されており、他の組織との連携もなされている。
- ・ 総合療育センターと一体として、体制を整備されることを期待する。
- ・ 利用者アンケートの満足度が年々向上している。更なる向上に努めてほしい

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 総合療育センター西部分所は、総合療育センターと一体的に管理運営する必要がある。
- ・ 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。
- ・ 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。

- ・ 十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組がなされており、収支差の改善に向けた意欲については評価できる。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、現状と課題を踏まえた様々な提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。

9 提案額

98,362千円（平成31年度から33年度までの各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本市西部地区における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有し、運営は、総合療育センターと一体的に行っている。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係である。そのため、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」と言える。

また、重い障害のある児童が多く利用している施設でもあるため、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」とも言える。

（社福）北九州市福祉事業団は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

そのため、本施設の公募方法については、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられる。